

個別大学における入学資格審査の実施方法

南部広孝（長崎大学）

2003（平成 15）年 9 月に実施された学校教育法施行規則等の改正により、各大学が個別の入学資格審査を通じて当該大学の入学資格を与える仕組みが制度化された。本稿では、大学入学資格の歴史的変遷を整理したうえで、平成 16 年度入試に向けて各国立大学が導入した入学資格審査方法を分析するとともに、このような入学資格の変更に伴って生じる課題について論じた。

1. 背景

2003（平成 15）年 9 月 19 日、文部科学省は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を公布し、「教育の国際化等の観点や、社会人や様々な学習歴を有する者の大学及び専修学校の専門課程への入学機会の拡大等を図る観点から」入学資格の弾力化を打ち出した。そしてこの観点にもとづいて、次の 2 点が新たに規定された。第 1 に、国際的な評価団体（WASC, ACISI, ECIS）の認定を受けた外国人学校の 12 年の課程を修了した者や、わが国において、高等学校に相当する外国の学校の課程（12 年）と同等の課程を有するものとして外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設の課程を修了した者に入学資格を与えることとして、該当する外国人学校や教育施設が指定された。第 2 に、学校教育法施行規則第 69 条第 6 号を「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの」と改め、大学ごとに入学資格審査を実施して合格者には当該大学の入学資格を与えることが明示された。

学校教育法施行規則第 69 条第 6 号はもともと「その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」という規定であり、この規定を文字通り解釈すれば、改正前であっても大学がさまざまな学習歴や社会での実務経験等にもとづいて個別に入学資格を与えるこ

とは可能であったと考えられるが、国立大学においては、上記の改正によってそれぞれの大学で入学資格審査を実施し、合格者に対して入学資格を与える仕組みが制度化された¹⁾。

以上の点をふまえて本稿では、大学入学資格の歴史的変遷を整理したうえで、2003 年 9 月以降に制定された個別入学資格審査実施要項等の資料を分析することによって、各大学での入学資格審査の取り組み状況の多様性を具体的に明らかにするとともに、入学資格審査及び入学資格そのものについて今後考えるべき課題を検討する。

なお、管見の限り、わが国における大学入学資格のあり方に関しては先行研究文献がない。その意味では、現状を把握することじたいが研究の出発点として重要である。

2. 大学入学資格の歴史的変遷

それでは、大学入学資格の歴史的変遷を整理することからはじめよう。最初に確認したのは 1947（昭和 22）年に制定された当時の学校教育法施行規則第 69 条であり、そこで高等学校卒業と同等以上の学力があるとされたのは、(a)外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、(b)文部大臣の指定した者、(c)その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であった。

この規定は以後、大きく 4 度改正された。すなわち、最初の大きな改正は 1951（昭和

26) 年で大学入学資格検定に合格した者が加わり、2度目の1978(昭和53)年には在外教育施設の当該課程を修了した者が加えられた。3度目は1997(平成9)年で、いわゆる「飛び入学」に対応した規定が追加された。そして4度目が2003年であり、先に述べたように、大学が個別の入学資格審査を通じて「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」が加えられた。

このように、大学入学資格が与えられる対象は徐々に拡大されてきたのである。

3. 各大学における個別入学資格審査の実施方法

続いて、平成16年度入試に向けて各国立大学が導入した入学資格審査方法を分析する。

3.1 資料の収集方法

本稿で分析に用いた各大学の個別入学資格審査に関する資料は、次のような手順で収集した。まず2003年12月25日付けで、各国立大学(大学院大学を除き短期大学を含む。以下、とくに言及した場合を除いて、大学と略)の入試課長宛に、入学資格審査実施要項(もしくはそれに類する規定)の提供を依頼する文書を送付した。そして、2004年2月3日までに資料を提供いただけなかった大学に対して、同日付で再度資料提供の依頼をおこなった。その結果、あわせて70大学から資料の提供を受けることができた。また、資料の提供が受けられなかった大学のうち、ホームページで関連資料を収集できた²⁾大学(8大学)に関しては、その資料を上記の資料と同様に扱うこととした。

以上のような手順を経て、最終的には、85大学のうち78大学について何らかの資料を収集することができた。

3.2 分析項目

以上のような方法で収集した資料は、大学によって形式や内容にかなり大きなばらつき

があり、まったく統一的に比較をおこなうことは困難であった。そこで今回は、以下の7点に注目して分析をおこなうこととした。すなわち、①実施要項の形式、②審査対象、③審査方法、④審査基準、⑤審査をおこなう組織、⑥入学資格の効力、⑦不認定理由の明示の有無、である。

3.3 分析

3.3.1 実施要項の形式

大学によって、(a)とくに平成16年度入試に対応するために制定した場合と、(b)最初から恒久的な規定として制定した場合とがみられた。今回収集した資料のみによって判断すれば、(a)の単年度の規定として制定していると判断される大学が43校、(b)の恒久的な規定として制定していると判断される大学が35校あった。学内で恒久的な規定を制定しているが今回は提供してもらえなかったというケースもあり得るので、実際には、恒久的な規定を制定している大学の比率はもう少し高い可能性がある。それでも、この結果は少なくとも4割強の大学が最初から恒久的な規定を制定したことを示している。

また、個別審査で与えられる資格の名称にいくらかの多様性がみられた。2003年9月19日に公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」では「個別の入学資格審査により」となっており、多くの大学(64大学)ではこの表現と同じように「入学資格」審査としているのに対して、13大学では「出願資格」、1大学では「受験資格」という語を用いていた。また、7大学では「入学資格」を主として使いながらも、「出願資格」や「受験資格」を併用していた。

3.3.2 審査対象

審査対象についても大学によって規定のしかたがかなり異なっている。「学校教育法施行規則第69条第6号に該当する者で、本学に入学する意思がある者」といった説明しかな

い大学もあるため、分析にあたっては、その項目のみならず申請にあたって提出が求められている書類や申請書等で記入すべき内容等から、(a)外国人学校の卒業者（卒業見込みを含む）のみを対象とする場合、(b)外国人学校の卒業者（見込みを含む）とそれ以外の学習歴を有する者とを対象とする場合、そして(c)これらの学習歴を有する者に社会での実務経験を有する者や資格を取得した者を加える場合のどれに該当するかを判断した。結果は表1の通りである。

表1 審査対象

(a)外国人学校の卒業者のみ	9
(b)外国人学校の卒業者＋ それ以外の学習歴を有する者	14
(c)学習歴を有する者＋社会での実務 経験を有する者や資格を取得した者	55
注) 卒業者は見込みを含む	

また、学習歴としてどのようなものを想定しているのかについても、かなりの多様性がみられた。対象とする学習歴について具体的な説明がない18大学を除き、60大学の規定を確認すると、最も多くみられるのは「各種の学校等における学習歴を有する者」という説明である。それから、「高等学校段階を有する外国人学校を卒業した者」や「外国人を対象に教育を行うことを目的としてわが国に設置された教育施設において高等学校に相当する課程を修了した者」といった表現で外国人学校の卒業者（見込みを含む）を明示している大学が、上記の分類で(b)や(c)に含まれる大学のなかにもあり、(a)外国人学校の卒業者（卒業見込みを含む）のみを対象としている大学とあわせて31校あった。そして、大学での科目等履修生としての学習歴がある者を明示している大学が22校となっている³⁾。この他、「高等学校段階を有する学校の卒業者」や「高等学校に相当する課程を修了した者」といった表現もみられる。これらの学習

歴のうち2つ以上を挙げている大学も少なくない。

3.3.3 審査方法

多くの大学では提出された書類による審査のみをおこなうこととしているが、「必要に応じて」それ以外の方法も用いることを明示している大学がある。これらの大学が示している方法のうち最も多いのは面接（申請内容の聴取、口頭試問等を含む）で、ほぼ5分の1にあたる17大学が面接をおこなう可能性を明示している。このうち、2校は面接とともに小論文を課す可能性も挙げ、他の1校は面接と試験をおこなう可能性があるとしている。

3.3.4 審査基準

対象大学のうちほぼ4分の1にあたる20大学については、依拠する審査基準が得られなかった。何らかの審査基準を明示していると判断した残りの58大学についてどのような審査基準を採用しているのかをまとめると、以下ようになる。

学習歴（の一部）に関して、22大学は「高等学校学習指導要領」（以下、「学習指導要領」と略）、11大学は「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」（昭和60年9月19日文部省高等教育局長裁定。以下、「実施要項」と略）を基準とするとしている（これらの大学のうち3大学は『学習指導要領』及び『実施要項』を基準とするとしている）。また9大学は学習時間や学習内容等を具体的に示しているが、いずれも「実施要項」に準じた内容が目安となっている。したがって、「学習指導要領」を基準とする大学と「実施要項」を基準とする大学はほぼ同数であり、約3分の2の大学はこれら「学習指導要領」または「実施要項」を基準として用いていることになる。

一方、各種学校での学習歴や社会での実務経験に関しては「総合的に判断」するとか「精査」するとか書かれていない大学が多い。

やや詳しいものでも、それらが「当該学部などの教育目的、教育課程に照らしふさわしいものであること」といった表現にとどまっている。

審査基準は、どのような審査対象を想定しているのかによって、1つの基準でよい場合もあれば、複数の基準を設定せざるを得ない場合もある。多くの大学では、上記の2つの基準を含む複数の基準を設定している。

3.3.5 審査をおこなう組織

対象とした78大学のうち、12大学では収集した資料のなかに具体的な審査組織名が明記されていなかった。それ以外の66大学のうち、ほぼ半数の30大学は「入学資格」や「資格審査」等の語句を冠した委員会等が審査をおこなうことになっている。最も多くみられる名称は「入学資格審査委員会」である(14大学)。これらの大学には、入学資格審査をおこなう専門の組織が設置されていると言える。

それ以外の36大学では、とくに入学資格審査を明示する名称を有していない委員会等が審査をおこなうことになっている。このうち20大学は、「入学試験委員会」(全学入学試験委員会、単科大学での学部入学試験委員会を含む)で審査をおこなうとしている。

3.3.6 入学資格の効力

多くの大学では、入学資格の効力を明示していない⁴⁾。しかし収集した資料から、少なくとも8大学については入学資格を当該年度のみ有効としていることがわかる(認定書において「平成〇年度〇〇大学入学者選抜の受験を認める」という記載のある大学を含む)。

3.3.7 不認定理由の明示の有無

多くの大学では、審査結果を通知するという表現にとどまっており、不認定の場合その理由を明示するかどうか明確でない。ただし、入学資格を認めない場合理由を付して認定し

ない旨を通知すると規定している大学が9大学あった。

4. 今後考えるべき課題

このように、平成16年度入試に対応するための入学資格審査実施方法は大学によってかなり多様である。これをふまえて以下では、今後考えるべき課題として、①入学資格審査そのものについて考えるべき課題と、②入学者選抜方法にかかわる課題、そして③入学資格そのものに関する課題について述べる。

4.1 入学資格審査について考えるべき課題

まず、入学資格審査そのものについては、どの国立大学も始めたばかりであり、よりよい制度の構築に向けた改善を進める必要があろう。そのなかで最も重要だと考えられるのは審査基準の明確化である。これは、それぞれの大学が誰に入学資格を与えるのかを考え、それを明確にすることと同義である。現時点では、とりわけ社会での実務経験をどのような基準で審査するのかについて手探りの状態にあると考えられるが、論理的には、自らがおこなう教育の内容・水準から審査基準が決められる必要がある。また一方では、大学が審査の経験を積むことによってデータを蓄積することも審査基準を明確にするうえで重要である。この点に関して言えば、各大学で審査申請を受け付けた者の経歴等について情報交換をおこなうことも有用であると考えられる⁵⁾。

これと関連して、審査方法についてもよりよい方法を模索する必要がある。審査基準を満たしているかどうかを確認することが書類審査だけで可能なのか、それ以外の方法も必要なのか、また申請者から提出してもらう書類の内容としてどのような項目を盛り込む必要があるのかといった点について、経験をふまえて検討しなければならないだろう。同時に、このことは申請受付期間の設定や審査組織の設置・運営にも影響があるため、それら

の点の見直しにもつながることになる。

また、情報の公開も検討すべき重要な課題である。このなかには入学資格審査の実施方法等の情報公開と、とくに入学資格が与えられなかった場合の理由の開示が含まれる。前者に関しては、2003年9月19日の「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」で審査体制や審査方法を公表することが求められているが、申請者の立場にたてば、審査基準の公表はとりわけ重要である。先の分析で、審査基準が「総合的に判断」とか「精査」といった表現にとどまっている大学が多いことが明らかになったが、できるだけ明確な基準を設定して公表することが必要である。また、例えば「実施要項」に準じているかどうかを審査基準としている大学が少なからずあるが、「実施要項」の内容を確認することは申請者にとって必ずしも容易であるとは限らない。したがって、こうした内容に関しても、申請者がアクセスできるような形で情報を提供することが求められるだろう。

一方、後者の点に関しては、9つの大学が入学資格を認めない場合理由を付して認定しない旨を通知することになっているが、一般選抜等で個人成績の開示をおこなっているのと同じ文脈から、少なくとも将来的にはどの大学でもそのような通知のしかたにすることが必要であると考えられる。そしてこのことは当然ながら、先に述べた審査基準の明確化を要請する。

4.2 入学資格審査と入学者選抜方法にかかわる課題

次に、入学者選抜方法にかかわる課題としては、入学資格審査を経て入学資格を得た者に対してどの選抜の出願資格を与えるのかという点がある。平成16年度入試に関しては、この点を入学資格審査実施要項等のなかで明記している大学は非常に少なかった。実際にも、文部科学省が学校教育法施行規則を改正した時期や各大学が入学資格審査実施要項等

を制定した時期を考えれば、入学資格を認められた場合でもほぼ一般選抜にしか出願できなかったと推測される。しかし、入学者選抜方法が多様化した現状において、平成17年度以降は一般選抜以外の選抜への出願を認めるかどうかを検討することが必要になる。基本的には、入学資格を持つ者に対しては合理的な理由がない限り出願資格を制限すべきではないので、選抜をおこなううえで生じることが予想される問題をできるだけ解決してより多くの選抜において出願資格を確保することが求められるだろう。

4.3 入学資格に関する課題

最後に、入学資格そのものに関する課題を述べる。1つは入学資格とはそもそも何を意味するのかという点である。以前は、入学資格を得る条件が比較的明確で入学資格を得られるかどうかは形式的にもはっきりしていたことや、募集定員に対して志願者数が多く一定の競争倍率を確保できていたことから、入学資格よりも出願資格の方が実質的に機能し、入学資格を誰に与えるのかは大きな問題とはならなかった。しかし、個別大学での入学資格審査が始まり、また18歳人口の減少等により一部の学部・学科で競争倍率がかなり低くなっている現状においては、入学資格の意味が問われなければならない。例えば、出願資格は入学資格の一部を限定するように設定されているはずだが、単純に、入学資格が大学教育を受けるのに必要な最低水準の能力を満たしていることを示していると考えれば、志願者数が募集定員を下回ったときに不合格者を出すことに合理的な説明を与えることは可能だろうか。もしそれが可能だとすれば、入学資格は先に前提としたものとは別の意味を持つことになる。

これと関連して、入学資格の有効期限という点はもう1つの課題である。上述したように、少なくとも8大学は入学資格審査を通じて与えられた入学資格を当該年度のみ有効で

あると規定しているが、他の入学資格を持つ者、例えば高等学校の卒業者は何年経っても入学資格を有することから、個別の入学資格審査を通じていったん与えられた入学資格は同様に扱うべきだと考えられる。しかし一方では、入学資格が大学で教育を受けるのに問題がないと判断される水準を満たしていることを意味するとすれば、そのように一生のある時点で獲得された資格が生涯にわたって有効であるという規定のしかたそのものにも問題があるかもしれない。

個別大学が入学資格審査を実施することになったため、入学資格そのものに関するこれらの点についてもそれぞれの大学が検討しなければならなくなったのである。

注

- 1) いくつかの公立大学は、学校教育法施行規則第 69 条第 6 号の改正前から独自に入学資格審査の方法を定めている。
- 2) 2003 (平成 15) 年 12 月 18 日に各国立大学のホームページを閲覧し、個別の入学資格審査に関する資料をダウンロードした。このとき対象としたのは 2 つの短期大学を除く 83 校だったが、およそ 4 分の 1 にあたる 22 大学では資料をみつけることができなかった。入学資格審査の趣旨からすれば審査の実施に関して多様な方法で周知することが求められるし、現在インターネットでの公開が有効な周知方法の 1 つであることは間違いないだろう。公開されていた資料を筆者が見逃した可能性も否定できないが、その場合でも、これらの大学ではよりわかりやすく掲載する工夫が必要であったと言える。
- 3) 2003 年 9 月 19 日に文部科学省から出された「学校教育法施行規則の一部改正等について (通知)」においても、入学資格審査対象の例として「大学の科目等履修

生としての単位の取得などの個人の学習歴」が挙げられている。しかし、大学での教育を受ける以上、科目等履修生として受け入れる場合であっても当該大学の入学資格を満たしている必要があるというのは 1 つの考え方であり、この考え方にたてば、科目等履修生として単位を取得しているにもかかわらず入学資格がないという者は存在しないはずである。ただし現在、科目等履修生の受け入れに関する規定は大学によって必ずしも一様ではないようである。この科目等履修生制度についてはこれ以上言及しないが、入学資格の意味や大学教育を受けるのに必要な能力を考えるうえで重要な手がかりになると考えられる。

- 4) 本文で後述するように、他の入学資格はいったん得られれば何年経っても有効なので、とくに明示されていない場合には、個別の入学資格審査によって与えられた入学資格もそうした入学資格と同じようにずっと有効であると考えられていると推測される。
- 5) ここで提案したような情報交換をおこなうとしても、申請者の個人情報の取り扱いに十分な注意が必要であることは言うまでもないし、審査結果も含めるかどうかについては今回の学校教育法施行規則改正の趣旨に照らして検討する必要がある。

付記

本研究は、長崎大学平成 16 年度大学高度化推進経費 (学長裁量経費) 研究プロジェクト「大学入学資格は誰に与えられたか? — わが国における大学入学資格の変遷に関する研究」(研究代表者: 南部広孝) による研究成果の一部である。